

東京都立足立高等学校全日制課程 管理運営規程

10 足立高第 1105 号
平成 10 年 12 月 25 日
校 長 決 定

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立足立高等学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第 6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第 7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる)。

- 1 部
教務部、生活指導部、進路指導部を置く。なお、各部の所掌については別表 1 のとおりである。
- 2 学年
第 1 学年、第 2 学年、第 3 学年を置く。
- 3 教科
(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報をおく。
(2) 国語科、社会科(地理歴史科と公民科を合わせ)、数学科、理科、英語科、保健体育科に教科主任を置く。
- 4 企画調整会議
- 5 職員会議
- 6 教科会
教科主任を置く教科に教科会を置く。その他家庭科・芸術科に教科会を置く。

7 委員会

委員会及び各委員会の所掌事項については別表2のとおりである。

8 学校運営連絡協議会

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月1回開催する。必要に応じて校長が臨時職員会議を招集する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに

教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進捗や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員及び非常勤教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

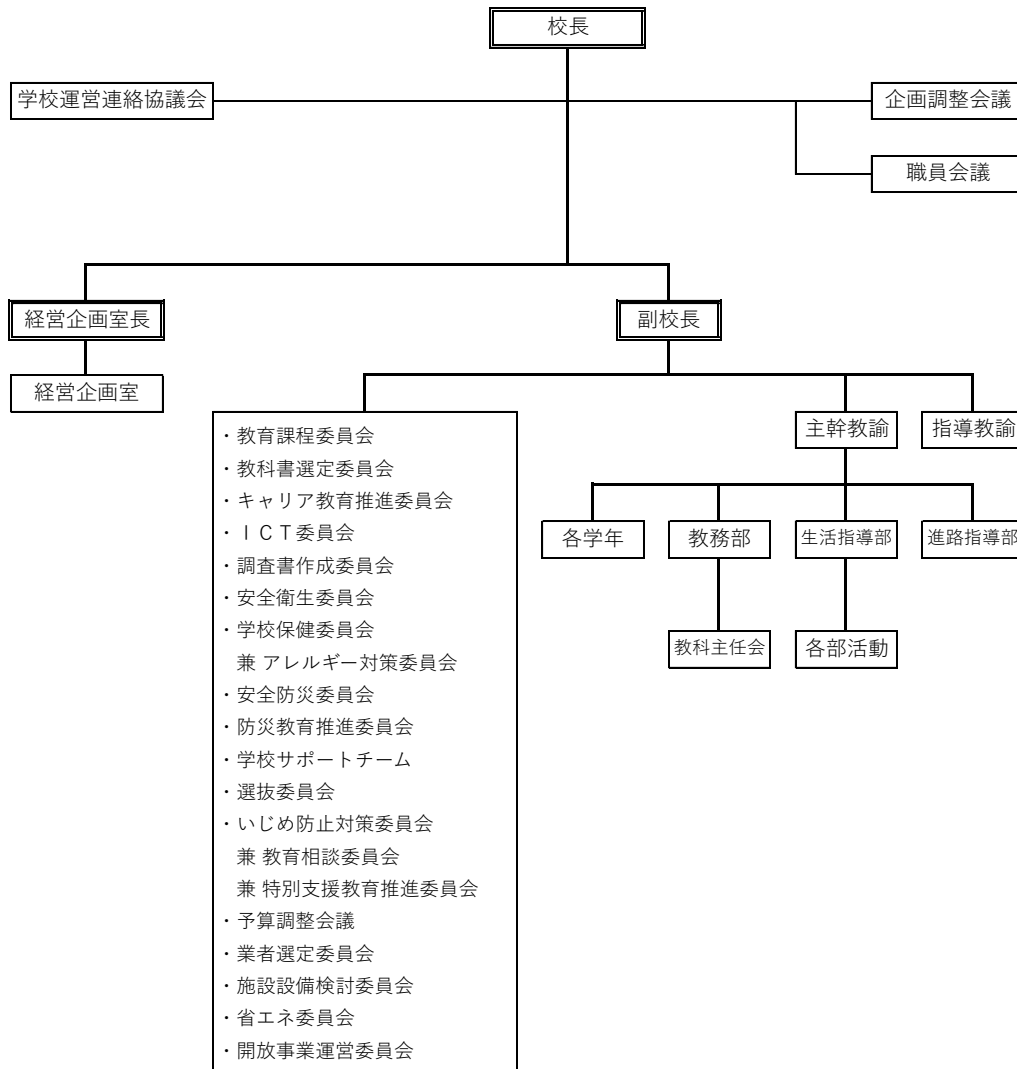
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

部	所 掌 事 項
教 務	式典関連 始・終業修了式 周年行事 学校要覧 教育計画 教育課程 学籍 庶務（教職員関係） 日課・日計 その他の教務に関すること
生活指導	生活指導 生徒会指導 学校行事 保健行事 保健指導 保健委員会指導 校内清掃その他の生徒指導に関すること
進路指導	進学指導 就職指導 P T A・同窓会事務 校内研修 図書館指導 図書委員会指導 キャリア教育 その他の進路指導に関すること

各式典・行事の案内状の送付に関しては、その行事等の担当部署で行う。送付先名票の管理は、都議会議員関連は副校長、そのほかは教務部（または進路指導部）副校長補佐の担当者で行う。

別表2 委員会

委員会	構成メンバー
教育課程委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成及び改訂に関すること ○校長、副校長、教務主任、教務部1名、各教科主任 ＊国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、外国語（英語）、芸術、家庭、情報
教科書選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書の選定に関すること ○校長、副校長、経営企画室長、教務主任、教務1名、各教科主任（教科書執筆に携わっている者は除く）国語、数学、地歴・公民、保健体育、理科、家庭、芸術、英語、情報
キャリア教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の推進、人間と社会、総合的な探究の時間の企画運営 ○進路指導部主任、各学年主任、各学年担当者
ICT委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの管理運営、ICT機器の維持管理に関すること、コンピューター機器全般の維持管理に関すること、ICT関係の調査統計 ○情報科教員、ICTリーダー、教務2名、進路・生徒各1名、学年1名以上、経営企画室1名
調査書作成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査書の作成及びその発行に関すること ○第3学年主任、第3学年担任全員、進路指導部2名、教務部1名
安全衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成に関すること ○校長（総括安全衛生管理者）、産業医、安全管理者（経営企画室長）、衛生管理者1名 保健体育科1名、全定副校長、職場代表（全1名 定2名）
学校保健委員会 兼 アレルギー対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画の作成と健康診断の結果分析等生徒の健康にかかわること ○校長、学校医、学校薬剤師、副校長、経営企画室長、養護教諭、生活指導主任、PTA代表
安全防災委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全確保と学校の安全に関すること ・学校の防火・防災に関すること ○校長、副校長、経営企画室担当2名、生活指導主任、生活指導部1名
防災教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災教育全般に関すること ○校長、副校長、学運協委員
学校サポートチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決に関すること ○校長、副校長、学運協委員
選抜委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入学選抜に関すること ○校長、副校長、教務主任、教務部全員、教諭8名
いじめ防止対策委員会 兼 教育相談委員会 兼 特別支援教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止にかかわること ・学校教育相談の推進に関すること及び特別支援教育に関すること ○副校長、養護教諭、生活指導主任 進路指導部1名、教務部1名 1年、2年、3年各1名
予算調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画に向けた予算編成に関すること ○校長・全定副校長、経営企画室長、教務主幹、生活指導主幹（欠けるときは他の主幹教諭）、経営企画室担当者
業者選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の適正な選択に関すること ○校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生活指導主任、当該学年主任、経営企画室担当
施設設備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改修に関すること ・都有施設省エネ・再エネ等導入指針の適用に係る取り組みについて ○校長、全定副校長、経営企画室長、教務部主任、生活指導主任、保健体育科1名、経営企画室担当者、定時制各担当（省エネ委員会は除外）
省エネ委員会	企画調整会議
開放事業運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校開放にかかわること 公開講座にかかわること ○校長、全定副校長、経営企画室長、経営企画室担当者、当該事業担当者

※ 委員は校長が選任し、管理職が委員長となる場合を除き、委員長は校長が指名する。